

砂利採取法の手続きはお済みですか？

砂利の定義について教えてください。

流水等の影響で形状が丸みを帯びた状態で堆積したもののうち、粒径が300ミリメートル以下のものは「砂利」として法の適用を受けます。

砂利を採取したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

反復、継続して砂利を採取する（洗浄を含む）場合は、営利目的か否かを問わず、砂利採取法の手続きが必要です。

砂利を採取する場合は、採取を予定している地域を管轄する県の農林事務所農村整備部に、「砂利採取計画」を提出し、砂利採取計画の認可を受ける必要があります。

なお、砂利採取計画の認可を受けるためには、砂利採取業者の登録を受ける必要がありますので、県土木部建設産業室（電話024-521-7452）にお問い合わせください。

また、河川砂利の採取については、砂利採取を予定している地域を管轄する県の建設事務所にお問い合わせください。

砂利採取の認可を受けずに砂利を採取した場合はどのような罰則があるのですか。

刑事罰として、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金、又はこれを併科される場合があります。

その他、行政罰が科せられる場合もあります。

～砂利採取に関する問い合わせ窓口～

○県北農林事務所 農村整備部農地計画課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-2617

○県中農林事務所 農村整備部農地計画課

〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号

電話 024-935-1333

○県南農林事務所 農村整備部農地計画課

〒961-0971 白河市昭和町269番地

電話 0248-23-1584

(※白河市の区域については、白河市産業部農林整備課(電話 0248-22-1111(代表))

○会津農林事務所 農村整備部農地計画課

〒965-8501 会津若松市追手町7番5号

電話 0242-29-5333

○南会津農林事務所 農村整備部管理課

〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地の1

電話 0241-62-5273

○相双農林事務所 農村整備部農地計画課

〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地

電話 0244-26-1159

○いわき農林事務所 農村整備部管理課

〒970-8026 いわき市平字梅本15番地

電話 0246-24-6182